

# 部活動規定

横浜市立釜利谷中学校

## 1 総則

部活動は、教育課程外の活動ではあるが、学校教育活動の一環として、教師が直接指導するものである。従って活動の内容・指導の方針は、学校教育の具体化の一方法であり、本校職員の奉仕的な活動によって実施され、部活動顧問は指導にあたり年度ごとに更新する。

本規定を「釜利谷中学校の部活動における活動方針」と位置付ける。

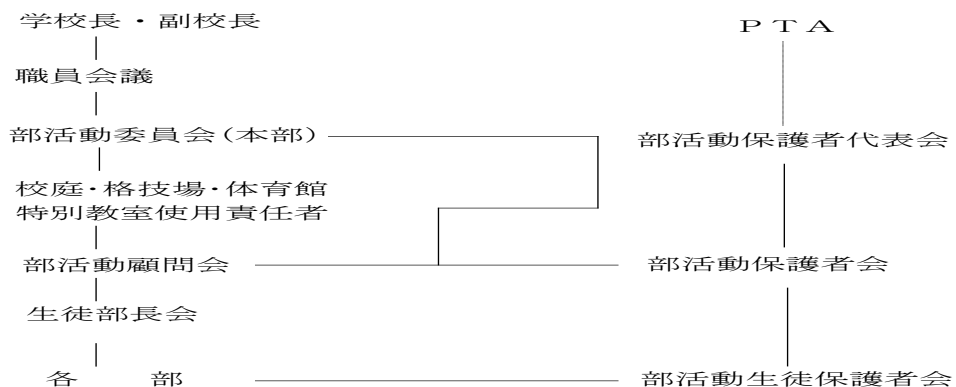
## 2 部活動の目的

- ① 共通の興味・関心をもった生徒が、学年、学級をこえて相互に協調しあい、自主的、実践的に活動することにより、余暇を善用し、特技をより伸展する。
- ② 生徒相互および顧問との触れ合いを通して、コミュニケーション力（人間性・社会性）を育むとともに心身の健全な発達を図り、調和のとれた学校生活の実現を目指す。

## 3 組織

- ① 各部の顧問の代表者3名と副校長による部活動委員会(本部)と、各顧問からなる部活動顧問会を置く。総括責任者は、学校長とする。
- ② 部活動顧問会より、校庭、格技場、体育館、特別教室のそれぞれの使用責任者(まとめ役)を各1名選出し、顧問間の調整、協力等、部活動の立場から各場所の管理及び使用割当て等を行い、部活動委員会を補佐する。
- ③ 部活動委員会は、部活動顧問会・職員会議の決定を受けて部活動の諸問題解決にあたる。また、緊急の場合は、部活動委員会が学校長と相談のうえ、その解決にあたる。
- ④ 生徒の組織として部長会を置く。部長会の指導は部活動委員会があたる。
- ⑤ 部活動に協力・支援するものとして、部活動保護者会を置く。

組織図



## 4 部の成立及び廃止

- ① 部活動は顧問教師の指導により成立する。(一年単位ごとに更新する)
- ② 部活動顧問は希望制とし、強制されるものではない。
- ③ 部活動の新設は、学校長・顧問会・職員会議の了承のもとに設立する。
- ④ 承認された新設部活動は、年度当初の募集からとする。

- ⑤従来存続している部において、顧問不在となった場合には、現在の部員に関しては、生徒・保護者の希望等を考慮し、部活動顧問会の承認により、部活動委員会(本部)預かりとなり、新入部員の募集は行わず、第3学年最終の活動まで、部を存続させる。ただし、活動は実情に応じて制限される。
- ⑥部活動委員会(本部)預かりとなった部について、部活動委員会は、仮顧問を置くことができる。
- ⑦部は部内の諸事情により、活動不可能と顧問が判断した場合、顧問会・学校長・職員会議の了承を得た後、部活動保護者会に報告し、廃止することができる。

## 5 入退部

部活動は、三年間続けることが望ましい。三年間継続できる部を選択するにあたり、実際の活動を体験し、部の雰囲気・活動内容を知るために、保護者説明会・生徒説明会・仮入部期間を設定する。

### 「部活動説明会」

- ・部活動委員会は、保護者に対し、顧問の指導方針、活動内容を説明する。
- ・新入生に対しては、各部の部長が行い、部活動委員会が指導する。

### 「仮入部」

- ①仮入部は、原則として新一年生を対象として行い、部活動委員会の設定した実施期間内に活動に参加できる。
- ②仮入部は、保護者・担任・顧問の承認を必要とし、次の手続きにより行う。
  - 1 仮入部申込書に必要事項を記入し、担任に提出する。
  - 2 担任は捺印し、顧問に提出する。
- ③仮入部生徒の参加は放課後午後5時までとし、解散は顧問が、生徒の安全を確認後完全下校させる。
- ④仮入部生徒は、活動を欠席する場合、顧問に届け出る。

### 「本入部」

- ①本入部は、保護者・担任・顧問の承認を必要とし、次の手続きにより行う。ただし入部は、一年単位であり、年度ごとに手続きを行う。
  - 1 希望生徒は、入部申込書に必要事項を記入し、担任に提出する。
  - 2 担任は捺印し、生徒に返却する。
- ②本入部手続きは、原則として年度始めに設定された期間内とする。  
ただし、保護者・担任・顧問の了承を得られれば、年度途中入部も認められる。
- ③他の部を退部した生徒があらたに入部を希望した場合は、保護者・担任・前部の顧問の  
了承を得て、本入部を承諾する。
- ④原則として、活動日が重ならない限り複数の部活動に本入部することは認められる。

### 「退部・休部」

- ①退部(休部)を希望する生徒は、保護者・担任の了承を得て、退部(休部)届に捺印を受け、顧問に提出し、顧問の承諾によって退部(休部)とする。

②顧問が活動困難または、不相当と判断した部員について、顧問・担任・保護者が相談のうえ、三者の同意をもって退部させることができる。

## 6 活動

①活動は、4月5日より翌年3月30日までとする。顧問の指導により3月31日より4月5日の期間は、現部員は仮入部員として活動できる。

②活動は、開始から解散までとし、顧問は必ず活動場所にて指導することを原則とする。開始はあらゆる準備活動が含まれる。また、解散は完全下校までである。

③活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度として設定する。

ただし、実情に応じて、顧問の判断において弾力的に運用することもあり得る。

その際、保護者の承諾を得る。

④活動日は年間を通じ、生徒の健康、安全等、活動の状況を考慮したうえで、顧問の判断によって決定することができる。

顧問は、週に平日1日以上、土日1日以上を部活動休養日として設けるように心がける。しかし大会や遠征などが重なった場合においては、各部の実情に合わせて弾力的に設定できるようにする。その際、保護者の承諾をとる。

なお、土日に活動した場合は、休養日を他の日と振り替えて確保する。

⑤次にあげる特定日には、活動をしないものとする。

・定期試験3日前                      ・部活動委員会の判断による日

⑥次にあげる特定日は、生徒を一旦下校させ、改めて登校させ、活動することができる。

・入学式    ・卒業式    ・その他、部活動委員会の指示した日

⑦顧問は一年間もしくは三年間の長期展望にたった継続的な指導を行い、活動について担当者としての責任をもち、活動日および活動時間の設定をする。その際、年間活動計画・月間活動計画を学校長へ提出し承認を得るとともに、保護者へ周知する。

活動終了時間および完全下校時間は次の通りとする。

4月～9月（夏季）    18：00終了    18：30完全下校

11月～2月（冬季）    17：00終了    17：30完全下校

（11月・12月    17:15完全下校）

10月・3月（移行）    17：30終了    18：00完全下校

⑧顧問は、特別活動を実施する場合、保護者の了承を得たうえで、学校長の承認を得る。試験期間中または、直前・直後（一週間）に試合等がある場合は、学校長の判断により、特別活動が認められる。ただし、最小限の部員のみとする。

このとき、特別活動届にて申請し、保護者の承諾をとることとする。

⑨朝練習を行う場合は、年間を通して7時30分から8時15分とする。

生徒が8時35分までに教室へ戻れるように、顧問は配慮する。

⑩顧問が出張、その他の事情により校内に不在の場合は、活動しないことを原則とする。ただし、顧問の連絡で代理顧問をたて活動することができるが、その責任の所在を部活動委員会に報告する。代理顧問は一人ひとつの部までとし、同一活動場所に限る。

（日曜・祝日、長期休業等は、これを認めない）

- ①校外での活動（練習試合、公式試合、発表会、その他）については、校外指導届を顧問が学校長に提出する。

#### 「活動場所・更衣場所・昼食場所」

- ①活動場所は予め顧問会及び学校長に了承された場所で行う。
- ②着替え、荷物管理は、各部活動場所にて行うこととするが、雨天・盗難等を考慮し、教室を使用することができる。  
教室は年度はじめに決定された教室とし、施錠・清掃等の管理は顧問がこれを行う。
- ③昼食は、雨天時活動場所（ミーティング用教室）として予め指定された場所で行うこととする。

#### 「服装」

校内で定められた活動であり、定められた服装で活動する。しかし、その特性として体育着以外で活動する場合は、顧問会の了承を得るものとするが、全体規律を考慮し、高価な物、華美にならないよう顧問は配慮する。

#### 「長期休業（夏季・冬季・春季）中の活動」

長期休業中の活動は、事前に部活動委員会に活動計画書を提出する。計画の中に校外が含まれる場合は、校外指導届を添付する。

### 7 事故・傷害

- ①活動内での事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付を受けられる。
- ②事故が発生した場合、顧問は、学校長に連絡するとともに、養護教諭の指示を受け、手当、病院搬送・保護者に連絡をする。  
（日曜・祝日・長期休業中においても速やかに学校長に連絡）
- ③事故が発生した後、顧問は事故報告書を学校長に提出する。  
（日曜、祝日、長期休業中については、活動計画書を添付する）

### 8 部活動活動費

- ①各部は、部費（活動費）として上限12,000円を入部生徒より、年度ごとに徴収することができる。その管理は、各部の銀行口座を利用すること。
- ②顧問は、生徒の活動状況を把握し、安全・健康管理・活動の特性を考慮し、必要（個人持ち）物品費を徴収し、物品を配布できる。ただし、事前に学校長・顧問会に対し了承を得るものとする。また、徴収額の明細について保護者に承諾を得ること。
- ④顧問は、部費（活動費）を年度末に決算し、会計報告を作成し、保護者代表に会計監査を得たのち、学校長の承認を得て、保護者に書面をもって報告する。

### 9 規定改正

- ・規定改正は、部活動委員会の提案により、顧問会・職員会議の承認により改正する。
- ・平成30年3月22日（木）改正
- ・平成31年4月5日（金）改正